bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL 098-865-5162

沈黙に向き合う

沖縄戦 聞き取り47年 〈114〉

石原 昌家

「集団自決」意識的に使用

政府、戦争責任の免責狙う

歴史修正主義を正す⑩

沖縄靖国神社合祀取消裁判の専門家証人を依頼されることによって、1958年から援護法とセットの靖国神社合祀に関する、沖縄地元新聞の関連記事を読み込み、戦後沖縄社会の未知の世界を知ることになった、との前回の原稿を読み返すことによって、自己省察することになった。

53年小学校6年、首里市平良大名区域の朝刊配達をし、夕方は那覇市内の国際通り平和通りなどで夕刊売りをしていた時以来、新聞を読む習慣が身についていた。未知の世界と思っていた当時の新聞も当然読んでいたはずだ。だが、軍歌で育った幼少年期から日の丸に憧れ、長じては君が代に感涙する「皇国史観」高校生だったことを思えば、旧皇族北白川祥子靖国神社奉賛会長の沖縄来島記事は、なんの違和感もなく受け入れていたにちがいない。また、それが当時の社会風潮だったようだ。

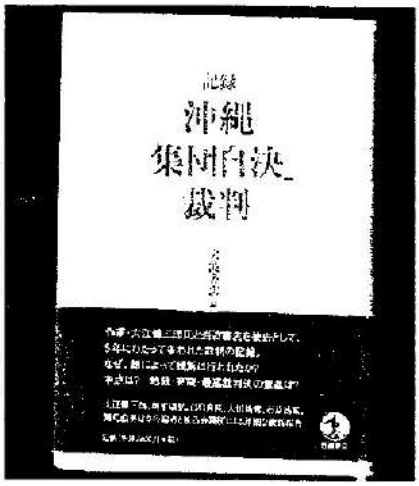

『記録 沖縄「集団自決」裁判』（岩波書店）

後年、沖縄戦体験の研究者として、皇国史観批判の観点でそれらの新聞記事を「再読」したので、戦後沖縄社会の最深部を「発見」したのだと思いこんでいたようだ。まさに汗顔の至りである。

戦後最大の危機

2021年11月5日、第93回からの歴史修正主義シリーズで本連載を終了させる予定だった。だが、77年前の沖縄戦とダブってしまうロシアのウクライナ侵攻によって、改めて沖縄戦の再認識、世界連邦建設琉球同盟の結成（無戦世界）、映画「島守の塔」の依頼コメントなど、さまざまなテーマに敷衍することになった。しかし、またもや沖縄戦かと、戦後最大の危機に直面しているさなかだが、まもなくこの連載を閉じる。

日本政府が沖縄戦体験を捏造していることが真の争点になっていた沖縄戦裁判は、①84年家永教科書裁判（沖縄戦に関する部分）、②05年大江・岩波沖縄戦裁判、③08年沖縄靖国神社合祀取消裁判だった。②について"歴史修正主義"を正すとして、第105回（22年6月17日）からスタートしたところで、中断した。

「集団自決（殉国死）」に軍命はなかった、とする判決はありえないことを被告にされた大江健三郎ノーベル文学賞作家に伝えた。即刻、届いた石原宛ハガキの内容を紹介したところであった。その詳細は、『記録 沖縄「集団自決」裁判』（岩波書店編、2012年、表紙写真参照）に載っている。本連載の締めくくりにしたい文面である。

大江氏、再認識

「私はここに石原昌家教授の論考に教えられた事実のみを引用します（「イデオロギーの問題となった集団自決という言葉の意味」沖縄国際大学南島文化研究所紀要『南島文化』掲載予定）

1944年、沖縄の日本軍である第三二軍が『軍官民共生共死ノ一体化』を県民の指導方針としたことは裁判でもしばしば触れられましたが、住民が軍との『共死』をすべての前提とされてしまったのは、敵軍の保護・捕虜の身分となった住民からの（そもそもかれらは陣地構築にも動員され、軍民雑居して来た人々です）軍事機密の漏洩を防止する手段であり、つまり防諜に厳に注意すべしという方針の具体化にほかなりませんでした。さらに、第三二軍は、『爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ　沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トミナシ処分ス』という命令を出しています。米軍が沖縄上空へ撒布した投降勧告ビラについては『妄ニ之ヲ拾得私有シ居ル者ハ敵側「スパイ」と看做シ銃殺ス』という方針まで打ち出されました。このような事実を示した上での、石原教授の結論に私は説得されます。《…筆者はこれまでの数千人の沖縄住民からの聞き取り調査で、『玉砕精神』の発露で死を選んだという証言を聴いたことがない。〈石原が大江氏の執筆を引用するにあたり、さらに付言するならば、米軍に保護・捕虜になった住民が殉国死したのをみたという証言も聞いたことがない〉したがって、その死（強制集団死事件）の原因を軍国主義・皇民化教育、『共同体の同調圧力』（だけ）に求めるのは、日本軍のとった作戦（＝戦争犯罪・戦争責任と称してよい）を免罪にすることになるのである。そこで、政府・国防族、『歴史修正主義グループ』は〈住民に対して〉集団自決（殉国死）という言葉そのものが、戦争責任を免責にする言葉として、意識的に使用し始めたのである。その真の意図は、有事法制下で臨戦体制の日本国民に『軍民一体意識』を形成することにある》」（同書、34～35ページ。引用するにあたり〈 〉を石原が補記した）

認識の違い

この大江氏が引用した原稿の抜き刷りを、沖縄戦の「研究仲間」に進呈するや、「石原さん、また、集団自決（殉国死）か…」と、つぶやかれた。

じつは、0歳児まで適用を拡大した援護法について、それを推す沖縄戦の「研究仲間」とは認識を異にしているので、①、②の沖縄戦裁判では、沖縄戦研究者の間でも裁判への向き合い方を異にしていた。①の沖縄戦裁判では、日本政府の沖縄戦体験を捏造している援護法適用の基準である戦闘参加者概況表（第107回22年7月15日にも掲載）の⑱スパイ嫌疑による斬殺、を追記した形の家永三郎氏に、⑮集団自決（殉国死）の記述を命じたことが争点になっていた。つまり、日本政府にとっては住民へ適用拡大した援護法の戦闘参加者概況表を、家永氏の歴史教科書に記述させたに過ぎないことだった。

91年10月21日、第2審東京高裁で家永氏側の証人として証言した時点では、私は政府の真意を理解するにはさらなかった。

沖縄戦の遺族に6歳未満児まで適用拡大されたので、その申請を私は依頼され、乳幼児まで戦闘参加者とする援護法が沖縄戦体験を捏造する存在だと経験的には知っていた。だが、戦闘参加者概況表と教科書検定を結びつけて考えることはできなかった。それは次回の③、沖縄靖国神社合祀取消裁判が教示してくれた。（次回は23日掲載）